

別紙 押印廃止に伴う各届出の事業者氏名等の取り扱いについて

「茨城県埋蔵文化財事務取扱要項」の一部改正に伴い、届出者の押印を廃止するとともに、本人確認の方法として（１）署名又は（２）押印に代わりサインをお願いいたします。

なお、押印された届出についても、差し替える必要はありません。当分の間は、これまで通り受理いたします。

（１）署名（フルネームを記載）

例１ 事業者が個人の場合

住所 水戸市笠原町９７８番６

氏名 山田 太郎

例２ 事業者が企業等の場合

住所 水戸市笠原町９７８番６

氏名 株式会社 茨城

代表取締役 山田 太郎

（２）押印代わりのサイン（氏名をワープロ等で作成し、氏名の横にサインとして姓を記載）

例３ 事業者が個人の場合

住所 水戸市笠原町９７８番６

氏名 山田 太郎 山田

例４ 事業者が企業等の場合

住所 水戸市笠原町９７８番６

氏名 株式会社 茨城

代表取締役 山田 太郎 山田

【注意事項】

○署名の訂正の場合は二重線による訂正をお願いします。

○鉛筆書き不可